

議案第 10 号

野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

野田市公務員等の旅費に関する条例（昭和29年野田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第11条第1項中「しようとする者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同項中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を考慮し、旅行業者等に対する旅費に相当する金額の直接の支払を可能とするため、所要の改正をしようとするものである。

野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公務員等の旅費に関する条例 (昭和29年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。</u> 2 (略) (旅費の支給) 第3条 (略) 2～7 (略) 8 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅費の請求手続) 第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出をする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の<u>支給又は支払を受けることができない。</u>	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) 2 (略) (旅費の支給) 第3条 (略) 2～7 (略) (旅費の請求手続) 第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出をする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u>

2～5 (略)	2～5 (略)
---------	---------